

板橋区立小中学校特別支援学級連合行事実施要綱

(平成27年4月21日 教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、連合行事を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(連合行事の種類等)

第2条 この要綱において「連合行事」とは、板橋区立小学校特別支援学級連合移動教室、交流エリアにおける文化的行事及び板橋区立中学校特別支援学級連合球技大会をいう。

2 連合行事の対象者は、次の各号に掲げる行事の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 板橋区立小学校特別支援学級連合移動教室 板橋区立小学校の各特別支援学級に在籍する第5学年及び第6学年の児童

(2) 交流エリアにおける文化的行事 交流エリア(令和4年12月22日付け指導室長通知「特別支援学級における小中一貫交流エリア設置について」に定める交流エリアをいう。)を単位として文化的行事(学習指導要領に定める文化的行事をいう。)を実施する場合において、当該交流エリアに属する板橋区立の小学校及び中学校に係る特別支援学級に在籍する児童・生徒

(3) 板橋区立中学校特別支援学級連合球技大会 板橋区立中学校の各特別支援学級に在籍する生徒

3 連合行事の目的は、次条第2項の実施基準に定めるもののほか、特別支援学級に在籍する児童又は生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、次の資質及び能力を育成することにより、障がいのない児童及び生徒との活動への橋渡しを担うこととする。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにすること。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにすること。

(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己又は人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養うこと。

(実施の届出)

第3条 連合行事の主務校長は、連合行事を実施しようとするときは、実施日の3週間前までに、実施計画を板橋区教育委員会事務局指導室長(以下「指導室長」という。)に届け出ることとする。

2 実施計画の作成及び届出は、連合行事ごとに教育長が策定する実施基準の定めるところによらなければならない。

(報告)

第4条 指導室長は、必要に応じて、連合行事の実施等について、報告を求めることができる。

(補則)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付則

この要綱は、教育長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、教育長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。